

# 1. 図書館利用規程

## 第1章 総 則

第1条 本図書館を利用できる者は、次の通りとする。

- (1) 本校生徒、職員
- (2) 本校卒業生
- (3) P T A会員
- (4) その他

ただし、(1)以外は学校長の許可を得るものとする。

第2条 本図書館の開館時間及び休館日は、次の通りとする。

- (1) 開 館 月～金 午前9：00～午後6：30
- (2) 休館日 学校休業日
- (3) 長期休業期間の開館については、係職員及び司書で協議し、決定する。
- (4) 休館日以外にも、都合により臨時に閉館することがある。

## 第2章 閲覧及び貸出返却

第3条 書架に配架された図書は、館内で自由に閲覧することができる。ただし、新聞、雑誌、特殊な資料は、定められた場所で閲覧しなければならない。

第4条 館外貸出を希望する者は、所定の手続きをとらなければならない。

第5条 館外貸出冊数は原則として、1人2冊とし、期間は貸出の日から数えて7日目の閉館時間までとする。ただし、前条の手続きを経て引き続き貸出することができる。

第6条 次の図書及び資料は、館外へ貸し出しすることはできない。

- (1) 「禁帯出」のラベルの貼ってある図書
- (2) 貴重図書
- (3) 辞書類、各種年鑑
- (4) 新聞、雑誌等（バックナンバーは貸出可）
- (5) 大冊書、書画等、取扱上破損しやすいもの

第7条 図書の返却については、次のとおりとする。

- (1) 図書は貸出期間内に返却しなければならない。
- (2) 図書を借りたら、他人に転貸することを禁じ、本人が責任をもって返却しなければならない。館外貸出の返却期間を守らないときは、適当な処置を講ずる。
- (3) 生徒が休学、転学、退学、卒業の時、また職員が休職、転任の時は、貸出中の図書や資料は、直ちに返却しなければならない。

第8条 各教科準備室、生徒会及びクラブで研究上必要とする図書は、図書館の係の承認を経て長期にわたって貸出することができる。

第9条 前条による貸出期間は、次のとおりとする。

- (1) 教科準備室 …………… 1年以内
- (2) 生徒会、クラブ ……… 1ヶ月以内

2 第1項各号に関わらず前条の手続きを更新することによって引き続き貸出することができる。

第10条 教科、生徒会、クラブに貸出中の図書の保管ならびに借覧の事務は、それぞれの教科の係ならびに生徒会、クラブの顧問教師が責任をもって行う。

### 第3章 雑 則

第11条 クラス、団体で図書館を利用する際は、あらかじめ図書館系の許可を得るものとする。

第12条 閲覧図書は、丁寧に取り扱い汚損のないように留意する。万一紛失、破損した場合は弁償しなければならない。

第13条 図書館では、静粛を旨とし、音楽、雑談、その他室内の秩序を乱し、閲覧者に迷惑を及ぼすような行為をしてはならない。

第14条 閲覧室入室の際は、カバン類は所定の場所に置き、必要な物以外は館内に持ち込まないこと。